

## 令和元年第 12 回大田区選挙管理委員会 定例委員会 議事要旨

日時 令和元年 7 月 3 日（水）午前 9 時 55 分

場所 選挙管理委員会室

### 議案審議

- 1 選挙人名簿登録の抹消について  
公職選挙法第 28 条の規定に基づき、選挙人名簿から 3,610 名を抹消した。
- 2 選挙人名簿の登録について  
公職選挙法第 22 条第 3 項の規定に基づき、永久選挙人名簿に 9,437 名を登録した。
- 3 地方自治法第 74 条第 5 項等の規定による数の告示について  
地方自治法第 74 条第 5 項等の規定に基づく数の告示について承認された。
- 4 在外選挙人名簿登録の抹消について  
公職選挙法第 30 条の 11 の規定に基づき、在外選挙人名簿から 4 名を抹消した。
- 5 在外選挙人名簿の登録について  
公職選挙法第 30 条の 6 の規定に基づき、在外選挙人名簿に 13 名を登録し、被登録資格を有しない 2 名の者を不登録とした。
- 6 参議院（東京都選出）議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について  
公職選挙法第 144 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和元年 7 月 21 日執行の参議院（東京都選出）議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を定めた。
- 7 参議院議員選挙における期日前投票所について  
公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項により準用される第 39 条及び第 41 条第 1 項の規定に基づき、参議院議員選挙における期日前投票所を定めた。
- 8 参議院議員選挙における指定在外期日前投票所について  
公職選挙法第 49 条の 2 第 4 項により読み替えて適用される第 48 条の 2

第 1 項の規定に基づき、参議院議員選挙における指定在外期日前投票所を定めた。

9 参議院議員選挙における投票所について

公職選挙法第 39 条及び第 41 条の規定に基づき、参議院議員選挙における投票日当日投票所を定めた。

10 参議院議員選挙における投票管理者等の選任について

期日前投票については、公職選挙法第 48 条の 2 で適用される同法第 37 条及び第 38 条の規定に基づき、当日投票については、公職選挙法第 37 条及び第 38 条の規定に基づき、投票管理者等を選任した。

11 参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任告示について

公職選挙法施行令第 25 条及び同令第 49 条の 7 により適用される同令第 25 条の規定に基づき、投票管理者及び同職務代理者を選任告示することを決定した。

12 参議院議員選挙における開票の場所及び日時について

公職選挙法第 64 条の規定に基づき、開票の場所及び日時について決定した。

13 参議院議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任告示について

公職選挙法第 61 条第 2 項、公職選挙法施行令第 67 条第 1 項の規定に基づき、開票管理者及び同職務代理者を選任告示することを決定した。

14 参議院議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時について

公職選挙法第 62 条第 6 項の規定に基づき、開票立会人のくじを行う場所及び日時について決定した。

## 報告事項

1 今後の日程について

今後の日程について確認した。